

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

b. 一般的に、目標解像の開発には二つの違った針路からのデータあるいは各約3分ずつの2航区分の情報が必要となる。2番目の航区を取る事で、船がバッフルそらしをしても、潜水艦にとって音響的に聾となる海の部分にいる目標を識別することが出来る。バッフルそらしの最中に目標が探知された場合には、その目標のもう一つの航区を取る事が必要となる場合が多い。(グリフィス少将の証言 52-53頁；カイル大佐の証言 552頁)

124. 適切な長さの時間を要するということに加えて、「良い航区」とは不変の針路、不変の深度、そして約10ノットの速度が得られることを言う。(カイル大佐の証言 566-69頁)

125. 目標運動解析について語っているグリーンヴィル艦長命令書0610では、関連部分を抜き書きすると：

a. 「AVSDU アナログ式信号映像表示モニターのデータと MK 81-2 デイスプレーの時間/方位モードに充分なデータが得られるまでは、実際の方位率及び、相関運動の方角を定める為に、針路ようそろ（現針路を続行）とせよ。」

b. 先にバッフルそらせによって調べた領域を確認する為に、「少なくとも針路を（...度）変えよ。通常は（10ノット）で、目標物に対する航区が2区で済むようにする為に、必要な航行を最低限におさえながら、目標との間の想定結線を横切る為の最高速度を生み出すような針路を選択せよ。全般的には、ディミュス航跡及び船の目標との間の想定結線を早く横切るのに船の速度変更の効果がモニター出来るようにする為、目標をバッフルそらせの隔壁の中に入れる事の無いような針路変更を選択せよ。」(証拠書類1, 添付書類24(常備毎命令規則書))

126. 探知目標運動解析には生来の限度がある：受信ソーナーでは全ての水上目表を探知することは不可能である。(例：帆船、沈船等) これは即ち、安全な浮上動作の為には他のソーナー装置〔目視及び電子的〕の類の必要性の再確認を意味する。(グリフィス少将の証言 115頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

127. 潜水艦同士が双方向ソーナー装置を搭載している場合には、双方向ソーナー装置を使っての水上目標の識別には問題がある。

- a. 双方向ソーナー装置は水柱での音響状態と操縦士の特別状態の理解度に依存する。結果的に必ずしも全部の目標がオペレーターによって探知されるという訳ではない。
- b. 双方向ソーナー装置は虚目標を引き起こす事がある。
- c. 双方向ソーナー装置は水中に騒音を造り、探知目標を捕らえ、追尾し、分類分けする機能の故に潜水艦はそれを主要且つ好ましいセンサーとして使用する。そのため、受信ソーナーへのマイナスの効果を与える。(グリフィス少将の証言 117-119頁)

340度 航区

128. 13時31分に グリーンヴィルは高速航行からコース340度で、20ノットを超える速度で、おおよそ深度400フィートの位置に移行した。(グリフィス少将の証言 113, 123頁；カイル大佐の証言 566-569頁；証拠書類 40, 42頁)

129. 適切な目標運動解析を得る為、グリーンヴィルは浅い深度において低速力で定針する必要があった。(グリフィス少将の証言 113-14頁；カイル大佐の証言 566-69頁；証拠書類 1, 添付書類 24(常備命令規則書 0610))

130. 高速航行が終了した後、ブランドヒューバー大佐は航海作図を見て、指定されたグリーンヴィルの行動海域中の位置を確認するために発令所の左舷後部側に移った。ブランドヒューバー大佐にはソーナー室に一度も行かず、火器管制当直とも一度も話さなかった。彼は水上目標状況には一度も注意を払わなかった。ブランドヒューバー大佐は衝突まで発令所の左舷後部に居続けた。(ブランドヒューバー大佐の証言 830-31頁)

131. 艦長及び哨戒長は操艦位置のすぐ側にいた。副長も又発令所の海図付近、第二潜望鏡の後部にいた。(ブランドヒューバー大佐の証言 860頁；証拠書類 75)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

132. 艦長は哨戒長に対して 潜望鏡深度に進む準備をし、5分以内に潜望鏡深度に至るよう命じた。(ワドル中佐の証言 1745 頁；証拠書類 1, 添付書類 4; 証拠書類 75, 76)

a. 艦長は自分の命令が不可能もしくは守ることが困難で強引な命令である事がわかつっていた。艦長は彼のこの命令の言い訳として、自分が哨戒長に目標を持たせる為のものであり、彼に効率的に働かせようとしたのだと証言した。彼としてはスローワードで几帳面な哨戒長にこれを訓練のための航行にさせようと意図したものであった。(ワドル中佐の証言 1746-53 頁)

b. 5分以内に潜望鏡深度に着くようにという指示は艦長自身の常備命令規則書 6 から逸脱したものであった。ワドル中佐の証言の通り、常備命令規則書の指示通り潜望鏡操作の事前説明をし、2航区の目標運動解析の実施をし、必要な報告と艦長の許可、及び潜望鏡深度への浮上を行う為には哨戒長には最低 8 分間が必要であった。(ワドル中佐の証言、1746-50 頁、証拠書類 1, 添付書類 24 (常備命令規則書))

c. 副長は艦長の哨戒長への指示を聞き、強引だと思ったが彼はこの時には何も言わなかった。(証拠書類 1, 添付書類 3; 証拠書類 75, 76)

133. この指示を哨戒長に出した直後、艦長は操艦位置を離れ彼の専用室に行った。(ワドル中佐の証言 1745 頁；証拠書類 75)

134. 13時31分36秒にグリーンヴィルは針度 340 度で定針した。哨戒長は潜航指揮官に 150 フィートへの深度変換及び前進全速から 2/3 出力までの減速を指示した。(証拠書類 1, 添付書類 24 (航泊日誌；速度記録)；証拠書類 4, 39, 40)

135. 副長は艦長の哨戒長への指示を聞きながら、海図でグリーンヴィルのペンギンバンク(沿岸添いの浅い水域)に対しての相関位置と指定されている行動海域を確認した。(証拠書類 75)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

136. 艦長は彼の専用室に少しの間留まった後、ソーナー室に行った。艦長はソーナー員長に目標の有無を質問した。その時丁度ソーナー操作員達は高速航行後の信頼の出来る目標情報を取り戻し始めていた。その後艦長はカーテンの後ろを通ってソーナー室から発令所に移った。(ワドル中佐の証言 1746; STS 三等兵曹ボウイーの証言 1115-16 頁)

137. アナログ式信号映像表示モニターが使用不可能だと知っていたので、副長は哨戒長に潜望鏡深度に至るのを助ける為にソーナー室にゆくからと言った。この時点で副長は「目標状況が何か全然知らなかった」。副長がソーナー室に前方ドアから入室した時、彼は艦長がカーテンの後ろを通って発令所に入って行くのを見た。副長は艦長がソーナー室にいたことを知り喜んだ。これは艦長が航行に従事している事を意味したからである。それに又、艦長がすでに目標状況を認識しているのであれば、哨戒長にとって5分というゴールが達成しやすくなると言う意味だからである。副長はソーナー員長に話をするために彼の所を行った。(スローン大尉の証言 965 頁; STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1420 頁; STS 三等兵曹ボウイーの証言 1114-16 頁; 証拠書類 75, 76)

138. 哨戒長はグリーンヴィル常備命令規則書が要求するような潜望鏡深度要旨説明を指揮しなかった。(ワドル中佐の証言 1750 頁; ブラントヒューバー大佐 861 頁; スローン大尉の証言 968 頁; FT 一等兵曹トーマス の証言 1081-82 頁; STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1432-33 頁; FT 一等兵曹シークレットの証言 1560 頁)

a. 要旨説明の目的は 哨戒長、ソーナー員長、通信員、ソーナー操作員、航海員そして船の管制担当組のメンバーを集めて来たる潜望鏡針度で行なわれる航行の為の準備と打ち合わせをすることにあった。(カイル大佐の証言 546-47 頁; スローン大尉の証言 966-67 頁; ET 一等兵曹トーマスの証言 1082 頁; 証拠書類 1; 添付書類 24 (常備命令規則書))

b. この要旨説明が行われなかつた結果、当直チームはソーラーから得られた探知目標、あるいは海上模様について話し合う機会を失った。哨戒長、ソーナー員長、火器管制当直員は目標状態に関して話し合う機会を逸した。ソーナー操作員は電子戦防衛操作計画の援助となるソーナー目標の情報を提供してもらえたかったのである。(MMC 兵曹長ストイルの証言 1226 頁; MM1 一等兵曹ハリスの証言, 1259-60 頁; STS 一等兵曹マクギボニーの証言、1422-23 頁; FT 一等兵曹シークレットの証言 1560-61 頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

c. グリーンヴィルではこの要旨説明を行なうことは通常の慣習であった。細部への注意力と系統だった思考の彼であったことから考えると、コーベン中尉はこれが正規の状態であればこの要旨説明を行なっていた。(ワドル中佐の証言 783 頁； スローン大尉の証言 1011 頁； MMC 兵曹長ストイルの証言 1224 頁； STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1432-33 頁； ET 一等兵曹トーマス一等兵曹 1082 頁, 1087 頁； FT 一等兵曹シークレスト 1561 頁)

139. 哨戒長は関連部署の当直員達に潜望鏡深度航行する準備を通告する為の 27 艦内マイクでの放送は行なった。(ブランドヒューバー大佐 861 頁； カーター兵曹の証言 1023 頁； MMC 兵曹長ストイルの証言 1224 頁； MM 一等兵曹ハリスーの証言 1256 頁)

140. グリーンヴィルは針路 340 度 におおよそ 90 秒間 (13 時 31 分 36 秒から 13 時 33 分 07 秒まで) 定針した。(ワドル中佐の証言 1750 頁； 証拠書類 39, 40, 42)

141. グリーンヴィルは 340 度針路で定針しながら 400 フィートから 154 フィートに上昇した。170 フィートから 154 フィートまでの時間は 340 度定針で約 20 秒であった。(13:32:47 から 13:33:07) (証拠書類 39, 40, 42)

142. グリーンヴィルは 340 度に針路を取る一方、18 ノットから 12.5 ノットに減速した。340 度針路で 13.5 ノットから 12.5 ノットへの減速には、約 20 秒かかった。(13:32:47 から 13:33:07) (証拠書類 39, 40, 42)

143. 高速航行完了後 340 度で定針しながら、グリーンヴィルはソーナー目標、S-12, S-13 の信頼の置ける情報を取り戻し始めた。(証拠書類、7, 40)

a. 340 度で定針している間、球面配列表示図からの生情報は S-13 の方位率は毎分右へ 6 度、即ち近接中の目標であることを示していた。(証拠書類、7, 8, 40)

b. グリーンヴィルのソーナー室ではこの様に重要な方位率を識別する方法は知っており、それを直ちに報告すべきであることも知っていた。ワドル中佐の証言、1750 頁； STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1421 頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

1447, 1458-59 頁; STS、一等兵曹レイズの証言 1189 頁; STS 三等兵曹ボウイーの証言
1117-18, 1121, 1155 頁; STSSN ローズの証言 1175-76 頁)

c. 高速航行の影響がソーナー表示に残っていたので、ソーナー班も副長も高い方位率を示しているものは一つも識別出来なかった。副長は受信用ソーナー表示を調べたが、「この航区部分は、艦が高速舵角変針を終えたばかりの時のものだったので、表示画面からは何も読み取れなかった。」彼らには 340 度の航区に留まつたまま、新しい情報を統合出来る程十分な時間は無かつたし、又、その情報の信頼性と関連性を識別する時間も無かつた。(グリフィス少将の証言 124-25 頁; 証拠書類 75)

d. グリーンヴィルが 340 度の針路をもう 3 分間維持していたら、ソーナー班は毎分右 6 度の方位率を認識し、その方位率が毎分 11 度に増加していた事を認識していたであろう。(カイル大佐の証言 570 頁; ワドル中佐の証言 1750 頁; 証拠書類 40)

144. 艦長はソーナー室から発令所に戻った時、探知目標状況は上下航行の以前のものと同じ状態であると信じていた、つまり、オアフ島の沿岸近くの、北方向の 2 つの遠距離水上目標であった。(ワドル中佐の証言 1748-49, 1751 頁)

145. この自分の信じる所によって行動していた艦長は、哨戒長に対してバッフルそらせ確認を行なう為針路を 120 度に取れと命じた。(ワドル中佐の証言 1751 頁; 証拠書類 1, 添付書類 24 (港泊日誌); 証拠書類 7, 8, 40, 42, 75)

120 度航区: 意図していなかった成り行き: 新しい目標 S-14

146. グリーンヴィルは 120 度への針路変更を 13 時 33 分 07 秒に開始した。(証拠書類 1, 添付書類 24 (港泊日誌); 証拠書類 39, 40, 42)

147. この針路変更命令の直前(13 時 32 分 48 秒に)、ソーナー室ではまだ 2 つの水上目標、S-13, S-14 を維持していた。ソーナーの生情報は S-13 の方位が 017 度で右に寄っていることを示していた。火器管制装置解析結果は S-13 の方位が引き続き 007 度で距離は 15000 ヤード、針路 024 度速度 11 ノット右舷船首角 163 度遠ざかる針路と示していた。(証拠書類 1; 添付書類 24 (ACR ソーナー日誌); 証拠書類 7, 40, 42 頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

148. 13時33分にはえひめ丸は引き続き針路166度速度、11ノットを保ち、グリーンヴィルの位置の5000ヤード以内に接近していた。(証拠書類4, 7, 40, 42頁)

149. 120度の針路を取ったことで、グリーンヴィルが自艦を目標S-13との衝突針路に置いてしまうという意図せぬ結果を招いてしまった。これが一定方位率を示すことに寄与してしまった。この一定方位率の故に、グリーンヴィルはS-13が遠距離の目標であるとの思い込みを引き続き持ち��けてしまったのである。潜水艦は自艦がえひめ丸との衝突針路にいたことは全く知らなかった。(グリフィス少将の証言112頁；証拠書類4, 7, 8, 40)

150. 120度の針路を取ったことのもう一つの意図していなかった結果は、S-12を同艦のバッフルそらせ隔壁の中に置いてしまうという形で現われた。(カイル大佐の証言680頁；SST一等兵曹マクギボニーの証言1453頁；証拠書類1, 添付書類24(A-RCIソーナー日誌))

a. 目標を失う前に、STS一等兵曹レイズはS-12の評価熱心に行なっていた。(脚注6) STS一等兵曹レイズはS-12が接近している目標かも知れないと思っていた。彼は、火器管制当直官とこの事を話し合う為にソーナー室を離れた。自分の表示モニターを調べた火器管制当直員は、自分はS-12は遠ざかっている目標であると思うと答えた。STS一等兵曹レイズがソーナー室に戻った時、彼はこの懸念を副長に話した。副長はソーナー表示を調べ、火器管制装置を調べる為に発令所に入って行き、又ソーナー室に戻って来た。副長とSTS一等兵曹レイズは、自艦の速度のせいで、目標が動き、接近していると思えるような効果を来たしているのだと結論付けた。(STS一等兵曹レイズの証言1187-1188, 1203-1204頁；火器管制員一等兵曹シーカレストの証言1547-48頁)

(脚注6)

彼の証言の中で、STS一等兵曹レイズは一貫してS-10の事を自分が火器管制当直員及び副長と一緒に検討した目標であると言及したが、S-10は12時45分頃に失われておりそれはSTS一等兵曹レイズがソーナー室に入る前の事であった。(副長は約12時45分まで民間人招待客と共に食堂にいた。) STS一等兵曹レイズが、衝突の日以来ずっと目標番号について勘違いをしているという事は委員会にとっては明白であった。彼の2月11日の要旨陳述書の中で、STS一等兵曹レイズはグリーンヴィルが潜望鏡深度に行く準備を行なっていた間には、ソーナーには目標は三つ、S-10, S-13, S-14で有ったと述べている。証拠書類1、添付書類10。実際の所、これはS-12, S-13、及びS-14であった。時間の矛盾がある事、STS一等兵曹レイズが自分の言及している目標は120度針路へのバッフルそらせ行為の間に失われたと証言している事実、それにSTS一等兵曹レイズによれば、副長が火器管制当直の位置から帰った後、船が潜望鏡深度に至るまでの間ソーナー室にずっと留まっていたという証言に鑑み、委員会は、STS一等兵曹レイズがS-12の事に言及しているものであると結論付けた。

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

b. 協力して水上探知目標解析結果について作業するという、このソーナー室と火器管制当直員間の積極的なやり取りが適切かつ期待されている基準なのである。S-13 についても、S-14 についてもこれが行なわれる事は無かった。(STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1428 頁；STS 一等兵曹レイズの証言 1187-88, 1203-04 頁；FT 一等兵曹シークリストの証言 1558 頁)

151. グリーンヴィルが 120 度の針路を取ろうとしていた頃、艦長は艦内マイクを通じて民間人招待客達に操作行動の説明を継続していた。バッフルそらせ確認行為の説明にあたり、艦長は潜水艦が水上にあるものに当たらずに安全に潜望鏡深度に至る為にグリーンヴィルが確認しなければならない事であると説明した。(MM 一等兵曹ハリスの証言 1257 頁；STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1418 頁；STS 一等兵曹レイズの証言 1200 頁)

152. 13 時 33 分 03 秒に、グリーンヴィルがまさに 120 度の針路を取ろうとしていた際、新しい目標 S-14 が探知された。STS 長はこの時この新しい目標についての報告を行なっていない。(ワドル中佐の証言 1753-54 頁；STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1451-53 頁；FT 一等兵曹シークリストの証言 1561-63 頁；証拠書類 1, 添付書類 24 (ソーナー日誌) ; 証拠書類 39)

153. (13 時 33 分 03 秒～13 時 34 分 48 秒) の 01:45 分の間、ソーナー及び火器管制では三つの目標、S-12, S-13, 及び S-14 を維持していた。

a. この間、S-12 に関する火器管制装置の解析結果は距離は 19,000 ヤード；S-13 の距離は 15000 ヤード；そして S-14 の距離は 8000 ヤードであった。

b. 13 時 34 分 48 秒後、S-12 の航跡は失われた。S-12 については、衝突の約 13 時 52 分までその航跡は再発見されなかった。

(証拠書類 1, 添付書類 24 (A-RCI ソーナー日誌))

154. グリーンヴィルは 13 時 35 分 39 秒に 120 度で定針した。(証拠書類 39)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

155. 120度で定針後、哨戒長は「全目標報告」を命じた。(FT一等兵曹シークレストの証言 1562, 1631頁)

156. 応答として、STS長が艦内マイク27を通じて新目標S-14を、その他の探知管理中の目標と共に報告して来た。(FT一等兵曹シークレストの証言 1562-63, 1631頁)

157. 艦長も副長もこれを聞かなかったか、あるいは聞いたとしても、S-14が新しい目標で有ることの適切な認識をしなかった。艦が潜望鏡深度への上昇を準備している間、艦長と哨戒長はグリーンヴィルは引き続き二つの目標しか保持していないと思っていた。(脚注7)(ワドル中佐の証言 1753-55頁; 証拠書類1, 添付書類4)

158. 副長も、STS長も、火器管制当直員も、一度も、艦長あるいは哨戒長に対してS-14に対するさらなる査定を行なう為に目標運動解析をもう一航区分行なうようにとの勧告をしなかった。(ワドル中佐の証言 1749, 1754, 55頁; (FT一等兵曹シークレストの証言 1556-58, 1564-65, 1612頁); STS一等兵曹マクギボニーの証言 1429頁; 証拠書類75)

159. 潜望鏡深度への準備の最中に、艦長も哨戒長もS-13とS-14のいずれについてもその解析結果についての情報を火器管制当直員に求めることはなかった。(ワドル中佐の証言 1749頁; FT一等兵曹シークレストの証言 1556-58, 1577-78, 1601, 1612頁); 証拠書類75)

160. 艦長も、副長も哨戒長も、S-13及びS-14に関して分かっている特定情報は総合的に何なのかを知ろうとして、一緒になって、STS長と火器管制当直員の両方にその作業を命じるような努力は一度もしなかった。(ワドル中佐の証言 1749頁; FT一等兵曹シークレストの証言 1556-58, 1564-65, 1601, 1612頁); STS一等兵曹マクギボニーの証言 1428, 1433頁; 証拠書類75)

(脚注7)2月11日付けの彼の要旨陳述書によると、コーベン中尉の理解は、潜望鏡深度に行く準備の際、「船には、010度の方位の目標ともう一つの330度あるいは340度の方位の目標の二つのソーナー目標があった。(最初の目標はS-12もしくはS-13で、二つ目のがS-14であった)」とある。証拠書類1、添付書類4。委員会における証言で、艦長は、ソーナーは二つの目標についてしか報告して来なかつた事を記憶しており、又、AVSDUモニターが無かったという理由及び自分が目標番号を覚えていないという事実から、自分がS-14を新しい目標と認識していなかつたと言つてゐる。ワドル中佐の証言 1753-55頁。しかし、火器管制当直員は「全目標報告」が行なわれていた時に、自分はSTS長がS-14についての新しい目標情報、及び、S-12及びS-13についての目標情報を伝令しているのを聞いたと証言した。

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

161. グリーンヴィル艦長常備命令規則書 0610 には、「ソナー探知作業が完了し、安全上昇が確認されて（艦）を定針にした時に、哨戒長は艦を潜望鏡深度に操作させる準備に関する状況報告と、潜望鏡深度で行なわれる予定の慣例行動と、全目標報告とを艦長に通告するべし」と哨戒長に義務付けている。哨戒長は潜望鏡深度に進行する為の艦長の許可を要請する決まりとなっている。（証拠書類 1, 添付書類 24 (常備命令規則書)）

162. 哨戒長は一度もこの報告を行なわず、艦長に進行の許可も要請していない。この報告が行なわれなかつたので、哨戒長と火器管制当直員はお互いの目標状況に対する理解の交換比較を行なっていない。彼の細目への注意と系統的な姿勢から見て、コーベン中尉は、通常の状況であれば、この要旨説明を行なっていたことであろう。（ワドル中佐の証言 1755-56, 1783 頁; FT 一等兵曹トーマスの証言 1087 頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1602 頁）

163. 艦長は先刻の自分のソナー室での調査及びたった今受けたばかりの全目標報告に基づき、自分は海上目標状況の把握をしているものと信じていたので、彼は哨戒長に対してこの報告を行なうように求めなかつた。（ワドル中佐の証言 1755-56 頁）

164. 火器管制当直員は、艦長が「海上目標状態については良く掴めている」と言ったのを聞いている。火器管制当直員は艦長が新しい目標 S-14 も含めた全海上目標について言及しているのだと思い込んでしまつた。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1563-64, 1603, 1631 頁; ワドル中佐の証言 1770 頁）

潜望鏡深度への進行: 火器管制当直員の行動

165. 約 13 時 36 分 45 秒頃、未だ針路 120 度にあるまま、艦長は哨戒長に潜望鏡深度に進行するように指示した。哨戒長は潜航指揮官に深度を 60 フィートにせよと命令。グリーンヴィルは 13 時 36 分 58 秒に潜望鏡深度に向けての上昇を開始。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1565, 1603 頁; 証拠書類 1, 添付書類 24 (港泊日誌) 証拠書類 4, 39, 40, 75）

166. 副長は未だソナー室にいるうちに、艦長の潜望鏡深度に進行せよとの指示を聞いた。副長は、探知されていた情報にさらに情報を得る為にまだもう一航区分の目標運動解析が行なわれるものと考えていたので、驚いた。しかし、副長は艦長と哨戒長が火器管制当

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

直員との連携で作業をしているものと思い込んでいた。従って、「彼は彼らが先に行なわれた航区から、彼らが大丈夫と思える解析結果を開発する為の十分な入力を得たに違いないと決めてかかった。」(証拠書類 75)

167. 13時37分18秒には、ソーナー室は、S-13 と新しい目標の S-14 の二つの目標を維持していた。S-12 は、この時点で、薄れていたかあるいは失われていた。ソーナー情報は S-13 の方位は 021 度、方位変化無しと示していた。火器管制装置の解析結果は 引き続き、S-13 の方位は 007 度、距離は 16000 ヤード、針路 024 度、速度 11 ノット、右舷船首角度 163 度、開き針路を表示していた。(証拠書類 1, 添付書類 24 (A-RCI ソーナー日誌) ; 証拠書類 7, 40, 42)

168. 実際の所、13時37分にはえひめ丸は引き続き針路 166 度、速度 11 ノットで、距離は グリーンヴィルの位置から約 3000 ヤード以内に接近していた。(証拠書類 4, 7, 40, 42)

169. グリーンヴィルが 120 度の針路で潜望鏡深度に上昇を開始した時、火器管制当直員は 火器管制解析結果を最新のものにしつつあった。火器管制当直員がまだこの時点で解析結果を最新のものにしているというのは珍しいことであった。というのは、高信頼度解析結果は潜望鏡深度への上昇の前に、整っていなければならないものであったからである。(FT 一等兵曹シークレストの証言 1604 頁)

170. 艦長も哨戒長も未だ S-14 を新しい目標と認識していなかったが、火器管制当直員は 認識していた。この新しい目標についての目標運動解析が殆ど行なわれていなかった事を 知っていたので、S-14 に関して正確な解析結果を開発することが火器管制当直員のその時 点における第一の焦点であった。(FT 一等兵曹シークレストの証言 1561-67, 1575-76, 1626 頁)

171. 約 13 時 37 分 48 秒に、グリーンヴィルが上昇を行なっている最中に、火器管制当直員は S-13 の最新装置解析結果を方位 021 度、距離 4,000 ヤード、針路 141 度、速度 8 ノット、右舷船首角度 061 度、近接している針路と記入した。これはえひめ丸についての比較的正確な解析結果であった。(FT 一等兵曹シークレストの証言 1574-75, 1586 頁; 証拠書類 1, 添付書類 24, (A-RCI ソーナー日誌)) ; 証拠書類 7, 40, 42)

a. この提示された解析結果の正確度は 340 度の航区中に得た生ソーナー情報に

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

よって出されたものである。高速航行の影響の故に、S-13 の高い方位率がソーナー操作員の目視による観察でははっきり分からなかった訳であるが、火器管制コンピューターによってその探知は出来ており、解析結果ははっきりと出されていたのであった。（カイル大佐の証言 549、644、647、655 頁；（FT 一等兵曹シークレストの証言 1599 頁）

b. グリーンヴィルの艦長の常備命令規則書 1 の付則の中で、例外無く、洋上で 4,000 ヤード以内の目標への接近は全部艦長の許可を必要とすると定められている。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1548-49 頁；証拠書類 1、添付書類 24（常備命令規則書））

172. この火器管制当直員は、S-13 の 距離が 11,000 ヤード減少していた事を知らなかった。又、目視表示画面の装置解析結果部分は見なかつたと委員会に話した。火器管制当直員はこの重要な距離の接近について知らなかつた、従つてそれを哨戒長にも艦長にも報告しなかつた。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1575-76, 1586-88, 1591-92, 1599, 1603, 1632 頁；証拠書類 66）

173. これと同じ時間に、この火器管制当直員は彼が第一の関心を持っていた新しい目標 S-14 の 近接解析像を維持していた。火器管制当直員の持っていた火器管制装置の解析結果は S-14 の方位を 350 度、距離 10,000 ヤード、針路 197 度、速度 12 ノット、左舷船首角 026 度、接近針路であった。（証拠書類 1、添付書類 24（A-RCI ソーナー日誌））

174. この火器管制当直員は、自分が、特に新しい目標 S-14 について、何か特に重要な方位率変化上の展開がおきているかどうかを知る為に、火器管制装置の時間/方位表示画面に注視することに第一の関心を持っていたと委員会に話した。重要な方位率変化は起きていた。 （FT 一等兵曹シークレストの証言 1566-67, 1575-76, 158-89, 1603, 1626-28 頁；証拠書類 66）

175. これと同じ時間、この火器管制当直員は潜望鏡深度への準備をすることでも忙しくしていた。この準備作業には、第 2 潜望鏡用のペリヴィス及び自船情報装置 (OSD S) を設定することも含まれていた。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1568、1575-76, 1589 頁）

a. ペリヴィスというのは目視表示で、作動させると、潜望鏡を操作している者が潜

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

望鏡の頂上窓を通して見ているのと同じものを発令所の人員が見る事を可能にする装置である。（グリフィス少将の証言 165、210 頁）

b. 自船情報装置は、自船のパラメーター（例：針路、速度、深度）等の船の重要な情報を表示するものである。かつ、潜望鏡を操作している時には、目視で探索しているものがどのような方位にいるのかも表示する。（グリフィス少将の証言 166 頁；ヴァン・ウインクル大尉の証言 166 頁）

176. この火器管制当直員は、この間自分は急がされていると感じていたと委員会に話した。彼は哨戒長にも艦長にも S-14 に関して自分が持っていた懸念については知らせなかっし、又自分が急いで準備をしていたことについても話していない。火器管制員、三等兵曹ブラウンは、資格を持った火器管制当直員で、未だ発令所に居残っていた；（が）この火器管制当直員はその彼の支援は要請していない。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1590-91, 1603 頁）

177. この火器管制当直員によると、発令所内の、目標情報評価作図台の付近、前方の右舷側に 6~7 人の民間人招待客が立っていた。他に 3~4 人の客が火器管制当直員の表示と操艦所の間に立っていた。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1579-80 頁；証拠書類 6）

178. この火器管制当直員は、民間人招待客は彼の職務遂行能力への干渉はしなかつたと委員会に話した。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1580 頁）

潜望鏡操作 — 哨戒長の目視探索：電子戦支援装置による探索

179. 船の潜望鏡深度への上昇に関して、グリーンヴィルの艦長常備命令規則書 06 15 中には、下記が指示されている：

a. 潜望鏡深度への深度変更を命ずる直前には、哨戒長は第 2 潜望鏡を上げること。潜望鏡及び電子戦支援装置による早期警告受信操作チェックを行なう。哨戒長は「全部署に告ぐ、潜望鏡深度に進行」と放送する。

b. 哨戒長は、適切な探索能力を提供する為に、使用中の潜望鏡と合致した（第 2 潜望鏡の場合は、通常 61 フィート）、かつ、海上模様に合わせた潜望鏡深度を命令すること。

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

証拠書類 1、添付書類 24（常備命令規則書）

180. 一旦潜望鏡深度に至ったなら、海軍戦闘準則 NWP1-13.10 の潜水艦電子/光学センサー使用便覧の指標の通りに目視探索を行なわねばならない。（証拠書類 1、添付書類 24（常備命令規則書）

181. 海軍戦闘準則 NWP1-13.10 中には、潜水艦が潜望鏡深度に上昇する際には、下記を達成せよと指示がある：

a. 潜望鏡操作員が潜望鏡を船の真前に向けて定め、衝突の脅威を示すかもしれない蔭が無いかを探索する、水中探索。

b. 潜望鏡が水面表面に突き出たなら、近くに目標が何かあるかを迅速に定める為に、操作員は一回につき約 8 秒間の 360 度の掃視（グルリと掃くように見回す）を、低倍率で、3 回行なう。これは潜水艦を切迫衝突から予防する為のものである。安全行動が確認出来たら、「近距離目標無し」の放送を行なう。

c. 最初の探索に続き、低倍率による、違った高さでの掃視を数回行なう事を含めた、空中探索を行なう。

d. この空中探索に続き、連続目視探索を行なう。これには一連の 360 度水平線掃視を、低倍率で行ない、すぐに続いて、90 度の象限探索を、高倍率で、連続に行なう。各一回の掃視には約 45 秒かかるものである。

e. 以上合わせて、適切な潜望鏡使用には、最初に潜望鏡深度に到達後 3 分以上の時間を要する。

（グリフィス少将の証言 130-132 頁；証拠書類 36）

182. グリーンヴィルの艦長常備命令規則書及び NWP 1-13.10 では、潜望鏡の戦術的な使用と船の安全だけの為の潜望鏡の使用との区別はされていない。しかし、グリーンヴィルの艦長常備命令規則書 0610 には全般的な潜望鏡操作員への指示として、視界、海上模様、露出及び探索目的を満たすような潜望鏡深度を選択せよとある。適切な行動上の危険管理

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

の観点から考えれば、潜水艦が戦術的な隠密行動を取る必要の無い状況にある場合には、さらなる時間をかけ、目の高さを高くして船の安全性を確保することは可能であり、かつそうすることを勧めてしかるべきであろう。（グリフィス少将の証言 130-132, 399-400 頁；コネツニ少将の証言 788-90 頁；証拠書類 1, 添付書類 24（常備命令規則書））

183. 13時37分にグリーンヴィルが潜望鏡深度に上昇を開始した時、哨戒長が第2潜望鏡を担当していた。（ブランドヒューバー大佐の証言 866 頁）

184. 潜望鏡深度に上昇中に、艦長は招待客達に発令所内での静謐さの必要性について要旨説明を行なった。グリーンヴィルの艦長命令規則書 0615 は、この間は定常の報告義務は一時的な中止状態に置くとしている。（ワドル中佐の証言 1762 頁；証拠書類 1, 添付書類 24（常備命令規則書））

185. グリーンヴィルは約 13 時 38 分 40 度に 61 フィートの深度に至った。艦長が哨戒長に 5 分で潜望鏡深度に至れと指示してから 7 分程後のことであった。（カイル大佐の証言 586 頁；証拠書類 9, 39, 40）

186. 潜望鏡の頂上窓が水面に突き出ると同時に、哨戒長は適切な手順通りに、約 60 フィートの深度で低倍率で 3 回の最初の掃視を行なった。（ブランドヒューバー大佐の証言 833, 866-68 頁；スローン大尉の証言 973 頁；証拠書類 9, 40, 42）

187. 哨戒長の当初の掃視の間、艦長は操艦所にいて、ペリヴィスを見ていた。艦長は民間人の何人かに自分のペリヴィスへの視線が遮られているので動く様に要請した。（ワドル中佐の証言 1762 頁）

188. 哨戒長の最初の掃視の間、ペリヴィスを直に見ていた当直員達は潜望鏡の頂上窓に波が打ち付けているのを留意していた。（MM 一等兵曹ハリスの証言 1272 頁；FT 一等兵曹シークレストの証言 1570, 1572 頁；FT 一等兵曹トマスの証言 1074 頁）

a. グリーンヴィルの常備命令規則書 0620 は、うねりから十分露頂し、見えるようになる為に、そして荒れた海面状況によって光学が頻繁に水沈することを避ける為に、潜望鏡操作員に潜望鏡を水面から十分高く出すことを義務付けている。（証拠書類 1 添付書類

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

24 (常備命令規則書))

b. その時の海面状況は約4~7フィートのうねりであった。(メドー少佐の証言
1303-04頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1569頁; 証拠書類 38, 45, 60)

189. 哨戒長の最初の掃視の間に、グリーンヴィルの早期警告受信装置が起動され、ラジオ無線で、監督下の当直員が多数のレーダー目標を探知していたが、信号強度4~5(近い)目標はなかった。そうした探知目標を一つも識別せず、この監督下の当直はヘッドセットを有資格監督者の電子戦支援装置当直に渡した。電子戦支援装置操作員も4~5強度の目標は一つも探知しなかった。(グリフィス少将の証言 139-40頁; ET 一等兵曹カーターの証言 1024-25頁; ET 三等兵曹ブルナーの証言 1033-34頁)

190. 哨戒長が彼の最初の掃視を終了しかけた時に、副長がソーナー室から発令所に再度入って来た。副長は衝突の時まで、発令所の中の右舷前方区画に留まつたままであった。(証拠書類 75)

191. 彼の最初の掃視を終えたあと、哨戒長は「近距離目標無し」と報告した。(スローン大尉の証言 973頁; プリチャット大尉の証言 1360頁; MM兵曹長ストレイルの証言 1227頁; ET 一等兵曹カーターの証言 1028頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1570頁)

192. 哨戒長の報告を聞いた後、電子戦支援装置員も「近接目標無し」と報告した。(ET 一等兵曹カーターの証言 1025頁; ET 三等兵曹ブルナーの証言 1034頁; ワドル中佐の証言 1763頁)

193. 最初の潜望鏡探索を完了後、哨戒長は空中掃視を開始した。(ワドル中佐の証言 1762頁)

潜望鏡操作 — 艦長の目視探索; 潜望鏡深度に於ける時間省略の影響

194. 哨戒長が彼の空中掃視を開始した途端、艦長が彼を中断させ、第2潜望鏡を引き取った。(ワドル中佐の証言 1762-63頁; ブランドヒューバー大佐の証言 974頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1570頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

195. 艦長は、潜望鏡を取って、海上目標が有ると彼が信じていた方位線上を覗きたかったのである。そして目視によって船が二つの探知目標を持っていない事を確認しようとしたのであった。（ワドル中佐の証言 1763-64 頁）
196. 艦長は最初低倍率でもう一度 360 度の掃視を行なった。典型的な急速掃視よりはゆっくり目のものであった。彼は目の高さが十分で無いことは知っていた、そこで哨戒長に船を「もう 2~3 フィート上げる」ようにと言った。哨戒長は潜航指揮官に深度を 58 フィートにせよと命令した。（ワドル中佐の証言 1763-69 頁；スローン大尉の証言 974 頁；MM 兵曹長ストレイルの証言 1228 頁；プリチェット大尉の証言 1362 頁；FT 一等兵曹シークレストの証言 1570 頁）
197. 一旦グリーンヴィルが浮上を開始し始めた途端、艦長は自分が潜望鏡を通して良く見えたと思った。横揺れするうねりの山の向こうが見えた。艦長は自船情報装置を見て 340 度の方位を求め、高倍率でその方位の方を覗き始めた。彼は目標は何一つ観察しなかった。彼はそれから、020 度の方に潜望鏡を回転させ、12 倍率に行き 2 回繰り返した。しかし、何も探知しなかった。その後低倍率に戻し、右の方に潜望鏡を回転させ、最終的には潜望鏡が前方（120 度）を向く所まで回した。（ワドル中佐の証言 1763-69, 1779-80 頁；ブランドヒューバー大佐の証言 833-34, 868-69；スローン大尉の証言 974 頁；プリチェット大尉の証言 1361 頁）
198. 艦長は、潜望鏡を覗きながら、もやがかかった、オアフ島の陸岸部に添って白い帯が取り巻いているような状態を観察した。ビル群は見えなかつたけれど、飛行機が一機飛び立つのは見た。（ワドル中佐の証言 1765-69, 1777 頁）
199. 艦長は火器管制当直官からの特定の火器管制装置探知目標方位と距離に関する指示探索を求めなかつたし、受取りもしなかつた。（ワドル中佐の証言 1768-69 頁；ブランドヒューバー大佐の証言 869 頁；スローン大尉の証言 974 頁；FT 一等兵曹シークレストの証言 1605, 1613 頁）
200. 潜望鏡探索の間、潜望鏡操作員が間違いなく探知目標の方位を見る事が出来るようには、火器管制当直員はペリヴィスと自船情報装置に焦点を当てていた。彼の注意は火器管制装置表示の上にはなかつた。火器管制当直員は艦長が水上目標の正確な方位を見ているものと信じていた。（FT 一等兵曹シークレストの証言 1571, 1634-37 頁）

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

201. 水上目標状況をペリヴィスを通して見ていた当直員達は目視では何一つ目標を探知しなかった。この当直員達はこのペリヴィスを見た時に、もやがかった状態である事を心に留めていた。(ET一等兵曹トーマスの証言 1075, 1079 頁; FT一等兵曹シークレストの証言 1571-72 頁)
202. 58 フィートで 16 秒間の「高倍率で見た（遠距離）」後、艦長は「高倍率による目視での目標無し」と言った。(ワドル中佐の証言 1770 頁; カイル大佐の証言 586-87 頁; 証拠書類 9, 39, 40, 42)
203. グリーンヴィルは 13 時 38 分 40 秒から 13 時 39 分 46 秒までの 66 秒間潜望鏡深度に居た。(グリフィス少将の証言 133-34, 139 頁; カイル大佐の証言 585-88 頁; プリチェット大尉の証言 1361-62 頁; 証拠書類 9, 39, 40, 42)
204. 潜望鏡深度に居た間に、当直潜航指揮官は最適トリムと角度 (3/4 度上向き角度) を達成出来なかった (MM 兵曹長ストレイルの証言 1225 頁)
205. 潜望鏡深度に居た間に、第 2 潜望鏡についているアンテナの信号受信時間が不足の理由で、航海班は汎用 GPS (衛星による船の位置決定装置)、及び軍用 GPS のいずれによっても艦位の測定をすることが出来なかった。(ET一等兵曹トーマスの証言 1075 頁; ET 三等兵曹プランディングの証言 1098 頁)
206. 潜望鏡深度に居た間に、早期警告受信装置は一度も 4 もしくは 5 強度の信号を表示しなかった。もしグリーンヴィルが潜望鏡深度にもう少し長く居残っていたら、えひめ丸のレーダーによってこれが 4~5 強度の信号として表示されていたであろう。電子戦支援装置当直は WLR を使って電子探知目標を区分しようとしたが、成功しなかった。(グリフィス少将の証言 139-40, 292-94, 370 頁; ET一等兵曹カーターの証言 1025 頁; ET 三等兵曹ブルナーの証言 1034, 1036 頁)
207. 潜望鏡深度に居た間に、えひめ丸はグリーンヴィルから約 2,500 ヤードの所にいた。船首角は右舷約 30 度、つまり潜望鏡操作員にとっては、見えていたとしても、えひめ丸の船体の長さの半分のみしか見えない状態にあったという意味になる。(グリフィス少将の証言 136-37 頁; カイル大佐の証言 588, 590 頁; 証拠書類 7, 40)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

208. 哨戒長も艦長もえひめ丸の存在を目視によって探知できなかった。探知を阻む集合要因を構成していた要素：

- a. 海上模様；
- b. 灰色がかった、もやのある状態；
- c. えひめ丸の白い色配合；
- d. えひめ丸の船首角度；
- e. 目視による探索を開始した時点での、観察しなければならない近距離
目標は何も無いという艦長の思い込み；及び
- f. 艦長の探索手順の簡略化

(ワドル中佐の証言 1772 頁; 証拠書類 43, 47)

209. 艦長は2月9日の午後に自分が何らの種類の急ぎ状態にもなかったと急ぎ状態を否定している。艦長は、船がパパ・ホテル地点に到着するのが遅れることは知っており、既にそのことは受け入れていたと委員会に話した。彼は、パパ・ホテル到着時間に間に合わない事に関してパール・ハーバーの管制と交信する為に、グリーンヴィルを14時15分より前に浮上させておきたいとは確かに希望していた。ワドル中佐の証言 1773-74 頁；但し、参考、ブランドヒューバー大佐の証言 832-33, 843-44, 872-75, 890, 909-910 頁；スローン大尉の証言 1014 頁；ET 一等兵曹トマスの証言 1080-82 頁)

210. 哨戒長も艦長も、第2潜望鏡についている焦点距離調整装置を使って訂正出来ない
ような身体的な視力損傷はなかった。（グデウィツ中佐の証言 1646 頁；ワドル中佐の証
言 1777 頁）

緊急潜航；S-13 に関する火器管制当直員の行動

211. 約13時39分46秒、潜望鏡深度に66秒後居た後に、艦長は第2潜望鏡を
格納し、「緊急潜航」を命令した。（ワドル中佐の証言 1697-99 頁；証拠書類
1, 添付書類 24 (港泊日誌) ; 証拠書類 39, 40, 42）

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

212. 艦長のこの命令は最初前方にいた当直員達、そして副長とブランドヒューバー大佐をも驚かせた。その時、艦長はこの緊急潜航が訓練の為のものであると伝え、それから哨戒長に深度を400フィートにせよと指示した。これが訓練の為の緊急潜航であるというのは艦内マイクで伝えられた。（ブランドヒューバー大佐の証言 834, 849-50, 870 頁；スローン大尉の証言 977 頁；MM 兵曹長ストレイルの証言 1229 頁；ET 一等兵曹トーマスの証言 1086 頁；STS 一等兵曹レイズの証言 1200 頁；証拠書類 75）
213. 艦長の緊急潜航への言い訳は訓練を行なう為というものであった。そして、水上探知目標状態が変化する前に、グリーンヴィルを浮上させる為に即刻船を潜航させたいということであった。（グリフィス少将の証言 146-47 頁；ワドル中佐の証言 1697-99 頁；MM 兵曹長ストレイルの証言 1238 頁）
214. 発令所内の当直員の主要焦点は潜望鏡操作から再度船の管制に移った。（グリフィス少将の証言 420 頁；カイル大佐の証言 577-78 頁；証拠書類 75）
215. グリーンヴィルが下降している間に、艦長はパパ・ホテルへの針路について質問をした。航海員長は340度の針路を勧めた。これは陸沿岸の浅瀬を確実に避ける針路であった。艦長は艦を左に向け針路340度を取れと哨戒長に命じた。これは哨戒長から操舵員に伝令された。13時40分34秒に、グリーンヴィルは左への旋回を開始した。（スローン大尉の証言 977, 991 頁；ET 一等兵佐トーマスの証言 1083 頁；証拠書類 39, 75）
216. グリーンヴィルの潜望鏡深度への上昇準備の時に、ブランドヒューバー大佐は出来事のペースに対する懸念を抱き始めていた。彼の感覚からいえば、一連の出来事が自分であれば取っていたであろう時間よりもずっと急速なペースで進行していた。しかし、ブランドヒューバー大佐はその時点では自分の懸念を口にしなかった；彼は艦長が彼の能力の範囲で行動しており、彼の潜水艦と彼のチームの勇敢な行為を積極的に陳列している最中であると感じた。そこで、ブランドヒューバー大佐は自分の懸念を帰港してから後に艦長と話し合うことと決めた。（ブランドヒューバー大佐の話 832-33, 843-44, 872-75, 890, 909-910 頁）
217. 緊急潜航の間に、火器管制当直員は探知目標解析結果の全てに目を通し始めた。

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

- a. 13時40分03秒には、S-13に関する火器管制装置の解析結果は、方位022度、距離3,000ヤード、針路141度、速度8ノット、船首角右舷062度、接近針路であった。これはえひめ丸についての比較的正確な解析結果であった。(証拠書類1、添付書類24 (A-RCI ソーナー日誌) ; 証拠書類7, 40, 42)
- b. 火器管制当直員は、大体この頃がS-13に対する火器管制装置の解析結果が接近してくる目標であると示していることに自分が初めて気づいた時であると委員会に話した。(FT一等兵曹シークレストの証言 1581-83, 1605-06, 1637頁)
- c. この火器管制当直員は、今哨戒長と艦長とがグリーンヴィルには目視では探知目標は無いと言うのを聞いたばかりであったし、自分自身でペリヴィスを見た時にも一切目標は探知しなかったので、S-13に関する装置解析結果が不正確であったのだと思い込んでしまった。(FT一等兵曹シークレストの証言 1581-83, 1605-06, 1637頁; ワドル中佐の証言 1770頁)
- d. この火器管制当直員は、潜望鏡深度に居た間に行なわれた目視による探索と電子戦支援装置による探索の結果を基盤にして、S-13の距離を9000ヤードとより遠くに位置を変えたのだと委員会に話した。(FT一等兵曹シークレストの証言 1581-83, 1605-06, 1637頁; ワドル中佐の証言 1770頁)
- e. この距離を遠くに置きえたことは、衝突時間の30秒程後の、約13時43分48秒まで火器管制装置に入力されなかった。(証拠書類1、添付書類24 (A-RCI ソーナー日誌))
- f. この距離を遠くに置きえるという事で、S-13に関する装置解析結果は方位324度、距離9000ヤード、針路240度、及び速度99ノットと出た。この火器管制当直員は、委員会に対して探知目標の速度に関するこの明らかな矛盾を何故チェックして解決しなかったのか説明出来なかった。(FT一等兵曹シークレストの証言 1582-83, 1605-06, 1637-38頁; 証拠書類1、添付書類24 (A-RCI ソーナー日誌))
218. グリーンヴィルは約13時41分57秒に400フィートの深度に到達した。(証拠書類39, 40, 42)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

219. この時点では、えひめ丸はグリーンヴィルの位置から 1000 以内の所に居た。（証拠書類 4, 7）

緊急浮上 一 衝突

220. 艦長は一人の民間人招待客に操舵席に座るように、もう一人にバラコン・パネルにある緊急主要浮力調整タンクの起動弁を操作するように、そしてもう一人には緊急浮上航行の間、第2潜航警報（クラクション）を鳴らすように勧めた。これら招待客達はグリーンヴィルが緊急潜航で400 フィートに達した時、それぞれの部署についた。操舵席、バラコン・パネルについて居た際、これらの招待客達はずっと有資格当直員達からの密着した、目を離さぬ監督を受けていた。（プリチエット大尉の証言 1362-63 頁；MM 兵曹長ストレイルの証言 1229 頁；MM 一等兵曹ハリスの証言 1263-65 頁；SK 三等兵曹フェデラーの証言 1280-83 頁；証拠書類 64, 65）

221. 約 13 時 42 分 25 秒に、グリーンヴィルは緊急浮上を開始した。

a. これには、4500 psi の高圧空気を潜水艦の前方部、後方部にある浮力調整（バラスト）タンクの中に 10 秒間押し入れる作業を含む。

b. この大量の容量の空気は浮力調整タンク内の水を一気に放出させ、急速に正の浮力状態を創り出し、よって、船を浮上に向ける。

c. 潜水艦は災害の際に備えてこの能力を保持している。

d. 一旦浮上が起動されると、船の浮上を止めることは出来ない。

（グリフィス少将の証言 153-55, 213-17 頁；MM 兵曹長ストレイルの証言 1241 頁；証拠書類 39, 40）

222. 潜水艦には、年毎に緊急主要浮力調整タンク浮上[*複数]を行なうという維持上の義務がある。（グリフィス少将の証言 237 頁）

223. 艦長は、緊急な状態が起きた場合には、潜水艦は上昇出来るのだというその能力を民

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

間人招待客に展示する為に緊急浮上航行を行なった。彼は又、その乗組員に対する訓練価値と訓練便宜についても頭に念じて入れていた。艦長は緊急主要浮力調整タンク浮上系統が性能要求通りに作動するものと自分の潜水艦への自信を持っていた。(ワドル中佐の証言 1687-91、1702-04 頁)

224. グリーンヴィルが水面に出ようとしていた時、艦長は艦内マイクを使用して、招待客達に潜水艦に今何が起きているのかを伝えていた。(マホニ一大尉の証言 1386 頁; プリチエット大尉の証言 1363 頁; STS 一等兵曹レイズの証言 1200 頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1581 頁)

225. グリーンヴィルは、13時43分15秒に、えひめ丸の下に浮上した。(証拠書類 4)

226. 衝突が起きた時、グリーンヴィルの乗組み員は震動と大きなドカンというぶつかりを2度感じた。(メドー少佐の証言 1300 頁; マホニ一大尉の証言 1386 頁; MM 兵曹長スコフマンの証言 1333 頁; ET 兵曹長スミスの証言 1291 頁; ET 一等兵曹トーマスの証言 1083 頁; STS 一等兵曹マクギボニーの証言 1429 頁; FT 一等兵曹シークレストの証言 1581 頁; 証拠書類 75)

227. グリーンヴィルは潜水艦の左舷船橋後部でえひめ丸に衝撃を与えた。さらに潜水艦の潜舵がえひめ丸を右舷から左舷に切り裂いた。(グリフィス少将の証言 147 頁)

228. えひめ丸は直ちに沈み始めた。(メドー少佐の証言 1300 頁; 証拠書類 53)

II. 捜査及び救助 (SAR) 行動

M/V えひめ丸上で

229. 衝突の瞬間に、大西船長は船の船尾が持ち上げられるのを感じ、続いて、二つの激しいドカーンとぶつかる音を聞いた。えひめ丸は停止した。(証拠書類 53)

230. 衝突はえひめ丸上の動力を直ちに失わせる結果をもたらした。(証拠書類 53)

231. 乗組み員の一人が大西船長に浮上した潜水艦が左舷後方にいると報告した。

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

大西船長が潜水艦を見ようとその方向に目をやった時、えひめ丸の後方の舷窓が異常に海面に近いことに気がついた。 (証拠書類 53)

232. 大西船長は乗組員達に対して、船橋の後ろの甲板部分の指定非常時集合場所に皆を集めるようにと言った。えひめ丸の通信長は EPIRB (非常用位置表示無線信号標識) のスイッチを入れに行った。

233. 大西船長は、書類を救い出す為に、海図室に行った。そこから、乗員達が非常時集合場所に集まっているのを見た。船長は人数を数える為にその集合場所の方に行こうとしたが、海水がすでに甲板の上を洗っていた。船長と甲板付近にいた他の乗員は海中に押し流された。 (証拠書類 53)

234. えひめ丸の救命筏が自動的に展開されて浮上していた。生存者達はそれに這い上がり、他の人達を救命筏に引き上げる援助をした。35名の合計乗員の中から、26名の生存者が救命筏に乗った。 (証拠書類 53)

235. えひめ丸は10分以内に水没した。 (証拠書類 53)

236. えひめ丸の生存者達は海面に相当数の浮揚物が有ったのに気づいていた。彼らはまだ海中に他の生存者がいないかと彼らを求めて大声で声をかけ、探した。他にはだれも見つけることは出来なかった。 (証拠書類 53)

合衆国グリーンヴィルの船上で

237. 衝突による大きな音を耳にし、震動を感じた後に、艦長は、「一体何だ今のは?」と言った。 (証拠書類 1, 添付書類 4, 15; 証拠書類 64, 65)

238. 艦長は第2潜望鏡を引き上げた。副長は第一潜望鏡を引きあげた。二人ともグリーンヴィルの後方に漁船を見た。艦長は潜水艦が一隻の船に当たったことを発令所に伝えた。彼は招待客達は乗員食堂の方に移るようにと要請した。 (証拠書類 1, 添付書類 (2); 証拠書類 64, 65, 75)

239. 航海員はグリーンヴィルの GPS 位置に留意し、衝突地点の緯度と経度を印した。 (ET)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

三等兵曹ブランディングの証言 1099 頁)

240. ブランドヒューバー大佐は第2潜望鏡を艦長から受け取った。彼は最初は鯨見物の船かと思った物体に照準を合わせた。(ブランドヒューバー大佐の証言 876 頁；証拠書類 45)

241. 艦長は哨戒長に衝突船の所に戻り、浮上準備をするように命令した。その後、艦長は艦内マイクで乗組員に船に衝突した事、そして、グリーンヴィルは援助を差し伸べる為に全艦その準備体制に入る旨の放送を行なった。(マホニー中尉の証言 1386-87 頁；ボウイー三等海曹の証言 1153 頁；証拠書類 1, 添付書類 2 及び 4)

242. 13時48分に、艦長は正式にコーベン中尉から操艦の引き渡しを受けて、艦をえひめ丸の方に戻す操作を始めた。(証拠書類 1, 添付書類 2, 4 及び 24 (港泊日誌))

243. 機関長のメドー中佐は衝突音を聞いた後、発令所に来た。彼はブランドヒューバー大佐から第2潜望鏡を受け取った。誰かが船の名前が読めるかと尋ねた。メドー少佐は船の左舷に彼が観察した文字を読み上げた、「ウワジマ・フィッシャリー・ハイ・スクール」と。(メドー少佐の証言 1300 頁)

244. ブランドヒューバー大佐は、グリーンヴィルの太平洋潜水艦隊への最初の音声での報告の (OPREP) 3 行動報告を監督する為に通信室に赴いた。(ET 兵曹長スミスの証言 1291 頁)

245. グリーンヴィルは衛星音声回路 (SATHICOM) を太平洋潜水艦隊司令センターとの間に開通させた。(証拠書類 45)

246. 衛星音声回路の開通から2分以内に、グリーンヴィルは、北緯 21 度 05.5 分 西経 157 度 49.1 分にて衝突があり；水上船舶は浸水し、沈み始めており；さらに、直ちに合衆国沿岸警備隊に連絡を取り、支援の援助要請がなされるべきことを伝え、太平洋潜水艦隊はその受信を確認した。13時50分に、ブランドヒューバー大佐は直接自分で太平洋潜水艦司令センターと連絡を取り、情報と指示を伝えた。(証拠書類 45)

247. 緊急浮上航行の直後、グリーンヴィルは半分浮上した状態にあった。潜水艦は通常は、艦橋に人員配置をする前にバラスト再調整過程を終了させる為に、最低 15 分

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

から30分間は低圧空気を主要浮力調整タンクに供給するものである。(グリフィス少将の証言 500頁；メドー少佐の証言 1301頁)

248. 状況の緊急性に鑑み、さらにグリーンヴィルが浮上し、安定した状態にあるという確信のもとに、艦長は13時50分に艦橋に配員するように指示した。(メドー少佐の証言 第1300-01頁；証拠書類、添付書類24(航泊日誌))

249. 艦橋への配員命令を受け、メドー少佐は、ダービー三等兵曹が艦橋への通路の下部ハッチを開けている間に、防着を着用した。両名は次に艦橋に上がり、所要の通信装置を準備した。(メドー少佐の証言 第1300-01頁)

250. メドー少佐が艦橋に到着した時には、えひめ丸はすでに水没していた。メドー少佐は洋上に浮遊している燃料から強烈なディーゼル燃料臭がしていることに気づいていた。見張りに立っていたダービー三等兵曹は8隻の救命筏を確認した。(メドー少佐の証言 第1302頁)

251. 直ちに縄ばしごが艦橋に運ばれ、司令塔の左舷側に装備された。(メドー少佐の証言 第1301頁)

252. 13時51分、潜水艦の洋上における運動性を向上させる為に、グリーンヴィルの舷側推進装置を降ろすように指示された。(グリフィス少将の証言 第503頁。メドー少佐の証言 第1302；証拠書類1、添付書類24(航泊日誌))

253. 艦長はメドー少佐に遅れること数分で艦橋に上り、艦艇間で使用される周波数を使用して合衆国沿岸警備隊との連絡を試みた。(メドー少佐の証言 第1301頁)

254. 13時57分、メドー少佐は正式に甲板及び操艦の指揮に就いた。彼の最初の留意事項は潜水艦が支援することが可能な位置に艦を操艦することであった。この時までにグリーンヴィルのダイバー二人が艦橋への到着を報告して来ており、洋上で救命筏に未だ乗っていない生存者を発見次第、直ちに海中に入る準備が整っていた。(メドー少佐の証言 第1301-02頁；証拠書類1、添付書類24(航泊日誌))

255. 以下のグリーンヴィル乗組員の諸活動が、艦内甲板下で同時に進行していた：

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

- a. 民間人招待客達は最初に乗員食堂に誘導され、その後魚雷発射管室に誘導された。 (証拠書類 64, 65)
 - b. 1番、2番両潜望鏡が配員され、洋上の生存者の活発な捜索が続けられた。救命筏の位置と動きを追尾する為に地理作図が開始された。 (メドー少佐の証言 第1304頁 (プリチェット大尉の証言: 第1363頁; ブラウン三等兵曹の証言 第1059頁; 証拠書類 1, 添付書類 24 (地理作図)))
 - c. 乗員食堂は救急処置室に転じた。 (グリフィス少将の証言 501頁; 証拠書類 64, 65)
 - d. 繩ばしご、救命浮環、応急用具等の救命用具の包装が解かれ、準備された。 (メドー少佐の証言 1301頁; プリチェット大尉の証言 1363頁; 証拠書類 64, 65)
 - e. 救助泳者の準備はでき、司令塔あるいは前方脱出ハッチから艦の側面に出て、洋上の生存者が発見され次第、救助を行う用意が出来ていた。 (メドー少佐の証言 13)
 - f. 前部の脱出ハッチは準備が整い、命令が有り次第いつでも開放出来るようになっていた。 (メドー少佐の証言 1302, 1304頁)
 - g. 通信室は捜索及び救助、各国共通の捜索救難用の周波数をモニターするための当直システムを確立し、太平洋潜水艦隊司令部作戦室との通信は途切れることなく交信が続けられた。グリーンヴィルからの最初の文書による状況報告は事故発生から15分以内に電報形式で送られ、以後更に具体的な細部報告が追加された。14時36分、太平洋潜水艦隊はグリーンヴィルに対して以降の事故報告に関しては太平洋潜水艦隊がその責務を引き受けた。 (スミス兵曹長の証言 1292頁; 証拠書類 1, 添付書類 34; 証拠書類 45)
256. 衝突発生直後、グリーンヴィルは被害状況の査定を実施した。グリーンヴィルは正式な衝突対処命令書は発行しなかった。艦内への浸水の形跡は認められなかったが、スクリュー回転軸には被害があることがわかり、2/3以上の出力を出すとそこからの振動があることも判明した。外側の密閉部は破損していたが、内側の密閉部に破損はみられなかった。

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

艦の外部では、縦舵の上部から特殊な船体防壁用のタイルが剥げ落ちていることが確認された。(マホニ一大尉の証言 1314-15 頁; 証拠書類 1, 添付書類 2; 証拠書類 45)

257. 救命筏は通信機を装備していなかったのである。救命筏との交信の試みは失敗に終わった。船体を打つ海面のせいで、艦橋にいる乗員には声が聞き取りにくかったし、また、グリーンヴィルに一番近い距離にいた救命筏には英語を話す人がいるように見えなかつた。潜水艦内中に日本語を話す乗員を求めて伝令が回されたが、誰一人として該当者はいなかつた。(マホニ一大尉の証言 1304-05 頁; 証拠書類 1, 添付書類 2; 証拠書類 45)

258. グリーンヴィルは接近を試み、救命筏の為の風下効果を提供しようとしたが、そうするには海上模様は混乱しすぎていた。

a. グリーンヴィルの救命筏への最初の接近は、筏内に波を押し入れる原因となり救命筏内の生存者に脅威を与える結果となってしまった。

b. メドー少佐は、後進一杯を命じる。生存者の事を考えて救命筏から遠ざかった。スクリュー軸に損害を受ける可能性があるという報告を受けており、よってこの命令が軸の振動を引き起こすことは承知していたが、それでも、メドー少佐は後進の行き足がつくまで後進を維持した。(メドー少佐の証言 第 1303, 1305 頁)

259. 艦長及びメドー少佐は現在の状態及び状況から判断して、生存者をグリーンヴィル艦内に収容しようと試みるより、合衆国沿岸警備隊の到着を待つ方がより安全であるとの結論に達した。

a. 海面状況は、高さ 4~6 フィートかつ不特定の方向からのうねりがあった。風は 045 度方向から 10 ノットであった。気温と海水温度は、それぞれ 78 度と 77 度であった。(アンガート大佐の証言 1325 頁; メドー少佐の証言 1303-04 頁; 証拠書類 1, 添付書類 2; 証拠書類 38, 45, 60)

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル(SSN772)及び日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

b. 海面状況により、グリーンヴィルはうねりに乗り上下していた。艦長とメドー少佐は、仮に彼らが救命筏を収容しようとすると潜水艦は筏に浸水させたり転覆させたりする可能性があり、そうなれば又生存者達を洋上に投げ出す危険性があるということを認識していた。(メドー少佐の証言 1303 頁；証拠書類 1, 添付書類 2)

c. グリーンヴィルは安全にハッチを開けたり、艦上に人を乗せることが不可能であった。潜水艦は引き続き喫水が深い状態であり、引き続き相当な量の海水が前方避難通路を洗っていた。ハッチを開けるということは、艦内への浸水を招じ、電気的な被害、及び火災等の災害を引き起こす可能性があった。(メドー少佐の証言 1304 頁；グリフィス少将の証言 502 頁；証拠書類 38)

d. もし仮に生存者を安全にグリーンヴィルの甲板上に移乗させられたとしても、繩ばしごを通じて艦内に入る試みは生存者及びグリーンヴィルの乗員に非常に困難かつ危険な作業となる事が判っていた。潜水艦の横揺れに併せて繩ばしごは司令塔の側壁にバタンバタンと打ち当たっていた。(メドー少佐の証言 1305-06 頁)

e. グリーンヴィルは洋上に一人の生存者も発見せず、又救命筏上に遭難による困窮の兆候を見せている生存者も発見しなかった。(メドー少佐の証言 1303, 1305 頁)

260. グリーンヴィルは合衆国沿岸警備隊の捜索兵力が現場に向かっていることを知っていた。これら全ての要因に基づき、艦長は潜水艦が復旧を試みるよりも、彼らが合衆国沿岸警備隊による救助を待つほうが生存者にとってより安全であると判断した。(グリフィス少将の証言 502 頁；メドー少佐の証言 1303 頁；証拠書類 1, 添付書類 2；証拠書類 45)

261. 彼らの現場到着と同時に、グリーンヴィルはこれら合衆国沿岸警備隊の水上船舶との通信を確立した。(アンガート大佐の証言 第 1324 頁)

262. ある時点でグリーンヴィルは、救命筏が沿岸警備隊の水上艦艇によって救出されている現場の至近から立ち退く要請がなされた。これは海面とグリーンヴィルの船体の間の相互干渉作用の故であった。(メドー少佐の証言 1307 頁)

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

263. グリーンヴィルは現場に留まり、引き続き捜索救助活動を実施した。
(メドー少佐の証言 第1307-08頁)

264. グリーンヴィルは洋上に浮遊している生存者は一人も発見しなかった。
(メドー少佐の証言 第1308頁)

太平洋潜水艦隊／太平洋艦隊の対応

265. グリーンヴィルからの最初の無線による行動報告3は太平洋潜水艦隊司令部作戦室において13時48分に受信された。(証拠書類45)

266. 太平洋潜水艦隊司令部作戦室は直ちに態勢をとり、総員配置とした。(カイル大佐の証言 第624頁)

267. 太平洋潜水艦隊司令官コネツニ少将は、2月9日当日は日本を訪問中であった。コネツニ司令官の訪日中、司令官代理を務めていた幕僚長のブランドヒューバー大佐はグリーンヴィルに乗艦していた。太平洋潜水艦隊司令官代理としての責務は次席の司令部幕僚であるカイル大佐によって継承された。(脚注8) カイル大佐は、グリーンヴィルの無線による行動報告3に関して、受信の数分後には知らされ、直ちに作戦室に赴いた。(カイル大佐の証言 第623頁; 証拠書類46)

(脚注8) 追加情報については、下記第5章の太平洋潜水艦隊の幕僚長の役割を参照。

268. カイル大佐が作戦室に到着する以前に沿岸警備隊とは通信が設定されており、衝突に関する報告は終了していた。太平洋潜水艦隊司令部作戦室は、捜索救助活動を実施している間、常時沿岸警備隊とは電話交信を維持していた。また、太平洋潜水艦隊司令部作戦室とグリーンヴィルは常時衛星通信による信頼のおけるコミュニケーション連結が設定されていた。(カイル大佐の証言 第623頁; 証拠書類45, 60)

269. 彼の推定では衝突発生から18分以内に東京で連絡と説明を受けた。事故を知ったコネツニ少将は、訪日日程を切り上げて直ちにハワイに帰投の手配を行った。(コネツニ少将の証言 第744-45頁)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

270. 14時28分までに、太平洋潜水艦隊司令部は2隻の魚雷回収船（ハリアー及びイリワ
イ）を衝突現場に派遣した。（カイル大佐の証言 第625頁；証拠書類45, 60）

271. 15時00分、沿岸警備隊は正式に現場における捜索救助調整官の任をとった。（カイ
ル大佐の証言 第626頁；証拠書類45, 60）

272. 15時20分頃から、太平洋潜水艦隊司令部ではグリーンヴィルとの間のパールハーバ
ー海軍基地への帰港時機についての会話を開始した。

a. 米沿岸警備隊の捜索兵力がすでに現場に到着していることから、太平洋潜水艦隊
内における当初の考えは、2月9日の午後にグリーンヴィルを帰港させるということであ
った。潜水艦が救助活動を行えるとは言っても、現場海面状況から、捜索救助活動において
はほとんど有効的な活動は実施不可能であった。

b. 本件に関して、太平洋潜水艦隊とグリーンヴィルは艦の被害、乗艦している乗組
員のうちの当直可能人状況、民間人招待客の状況、現在の沿岸警備隊によるグリーンヴィ
ルに対する捜索任務の付与状況及び夜間に、パールハーバーの水道を通過できるか、ある
いはすべきかどうか等を検討・評価した。

c. 16時01分、太平洋潜水艦隊は沿岸警備隊が実施する捜索救助活動からグリーン
ヴィルを解放することを沿岸警備隊と話し合い、結果、捜索活動からの解任につき、その
旨を潜水艦に通知した。

d. 16時03分、太平洋艦隊司令官が、他の米海軍捜索兵力が現場に到着するまで
の間、グリーンヴィルを現場にとどまり、捜索活動の支援を行うべしという指示をした
旨が、太平洋潜水艦隊からグリーンヴィルに通知された。（カイル大佐の証言 第630-31
頁；証拠書類45, 60）

273. 17時03分、暗視装置を搭載した米海軍のSH-60ヘリコプター2機が捜索救助活動に
加わるために離陸した。これは後に米海軍のP-3Cで増強された。（証拠書類60）

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

274. 米海軍水上艦艇、サルボー (ARS 52) 及びレイク・エリー (CG 70) がそれぞれ 18 時 20 分及び 20 時 00 分に支援捜索兵力として現場に到着した。 (証拠書類 60)

275. 太平洋潜水艦隊は、夜間にパールハーバーの水道を通過するよりも翌朝、10日の朝まで待って、この潜水艦を帰港させることに決定した。コネツニ少将は本決定に同意した。 (カイル大佐の証言 第 630-31 頁)

276. グリーンヴィルは 2 月 9 日から 10 日の夜に掛けて現場海域に留まり捜索救助活動の実施を続行した。5 時 00 分頃、グリーンヴィルはパールハーバー海軍基地に向けて帰港の為の航行を開始した。 (証拠書類 1、添付書類 2 (航泊日誌))

277. 2 月 10 日 07 時 30 分頃、コネツニ少将がハワイに到着した。 (コネツニ少将の証言 第 749 頁)

278. 2 月 10 日 10 時 34 分、グリーンヴィルは S-21B 岸壁に係留した。 (証拠書類 1、添付書類 2 (航泊日誌))

米沿岸警備隊の対応

279. 2 月 9 日 13 時 55 分、ハワイ州サンド・アイランド所在の米沿岸警備隊ホノルル管区は、VHF チャンネル 16 (国際 VHF の周波数) を通じて衝突事故についての第一報を太平洋潜水艦隊から入手した。 (アンガート大佐の証言 第 1322 頁; 証拠書類 60)

280. 13 時 56 分、同ホノルル管区は、すでに飛行中であったヘリコプターをカホオラヴェ島の海域から現場海域へと急遽派遣した。 (アンガート大佐の証言 第 1323 頁; 証拠書類 60)

281. 14 時 00 分、ホノルル管区基地は 21 フィート長のゾディアック及び 41 フィート 長の小型船艇をそれぞれ現場海域に派出した。 (アンガート大佐の証言 第 1323 頁; 証拠書類 60)

282. 14 時 00 分、米沿岸警備隊合同捜索救難調整所 (JRCC) は、エピルブ遭難信号を受信した。 (証拠書類 60)

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

283. 14時04分、JRCCはITUデータを調査の結果、遭難信号がえひめ丸から発信されていたものであることを確認した。(証拠書類60)

284. 14時06分、JRCC及び沿岸警備隊ホノルル管区は相互の情報を交換、確認した。(証拠書類60)

285. 14時27分、沿岸警備隊ヘリコプターが現場海域に到着し、捜索を開始した。(証拠書類60)

286. 14時44分までに沿岸警備隊の2船艇は現場海域に到着した。これらの現場兵力はグリーンヴィルとチャンネル22の周波数で交信することができた。沿岸警備隊の21フィート型の船艇の方が残りの一隻より先に現場に着き、救命筏に乗っていた生存者の状況の査定を開始した。(アンガート大佐の証言 第1323-24頁; メドー少佐の証言 第1307頁; 証拠書類60)

287. 14時46分、えひめ丸の10名の乗組員が依然として行方不明であるという情報により(後になってこれは9名に減った。)、沿岸警備隊のヘリコプターがベクター捜索(捜索要領の一種で広域捜索)を開始した。(証拠書類60)

288. 15時38分までに、26名の生存者が沿岸警備隊の船艇に収容され、沿岸警備隊の2隻の船は両方とも、サンドアイランドの隊の基地に向かった。(証拠書類60)

289. 16時15分、えひめ丸の生存者はサンドアイランド基地に到着した。(証拠書類60)

290. 17時08分、大西船長の事情聴取が行われた。船長は洋上に落とされていた乗組員達の全員が救命筏に乗り移ったと話した。また、9名の行方不明者については彼らは食堂あるいは機関室に所在していたものと思われると話した。(証拠書類60)

291. 沿岸警備隊の3隻の小型舟艇を含む追加兵力が2月9日から10日の午後から夕方にかけて追加投入され、捜索救助活動が継続された。(アンガート大佐の証言 第1325-26頁; 証拠書類60)

総合的な捜索救助活動

主題：「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

292. 2月9日から3月2日の間、沿岸警備隊と合衆国海軍の水上、航空兵力が延べ102の個別的な捜索を実施、計1067時間の32,120平方マイルに及ぶ捜索を実施した。さらなる生存者は一人も見つけることが出来なかった。

a. 沿岸警備隊の小型舟艇を含む延べ捜索兵力には、アッサティーグ、キスカ、キティウェーク及びワシントンが含まれていた。

b. 米海軍の海空捜索捜索兵力には、H-60、P-3C、サルボー、レイク・エリー及びポート・ロイヤル (CG73) が含まれていた。(証拠書類 60)

潜水艦の捜索救助能力の限界

293. 潜水艦の洋上での捜索救助能力は極めて限定されている。

a. 潜水艦は最低限の救助装置しか装備しておらず、医療装置も極めて限られている。

b. 水中での運動性能に設計の主眼が置かれているため、潜水艦は水上では簡単に操縦することが出来ない。

c. 乗員であれ生存者であれ、上甲板上に人を乗せるということは、平静な海面状況以外では危険な行動なのである。

d. 潜水艦の上甲板から司令塔を通って人を移動させることは困難であり、その者が負傷している場合にはほとんど不可能である。(カイル大佐の証言 第631-32頁; メドー少佐の証言 第1305-06頁)

III. 太平洋潜水艦隊及び合衆国船グリーンヴィルによる海軍の招待客体験航海プログラムの実施

主題： 「2001年2月9日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した
合衆国船グリーンヴィル (SSN772) 及び日本国内燃機関船
えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会の審理」

序

294. 海軍省 (DON) は活発で多様な広報活動プログラムを維持している。その総体的な目標は海上における国家安全の為の国家の対策について国民に知らせ、一般アメリカ市民達の興味を喚起させること、及びその対策を満たす為に必要な資源と展開の性質を伝えることである。(証拠書類 18; SECNAVINST 5720.44A 0102 章)

295. 一般市民に海軍についての認識を深めてもらう為の、選定された民間人招待客の体験航海及びその任務については海軍省の指令によって特定的に承認される。これは長く続いた、人気のある習慣である。招待者体験航海を通じて海軍省は民間人のコミュニティー・リーダー達に対して以下を展示する事を目標としている：

- a. 海軍/海兵隊チームは国家政策上のユニークかつ有能なる手段である事；
- b. 国の海上での国家安全対策の為の必要資源について；
- c. 海軍/海兵隊船舶及び航空機等装置類に対する税金納入者の投資の慎重な消費、使用；
- d. アメリカ人海員及び海兵隊員達の熟達、誇り、及びプロ品質及び海軍での業務に従事するかかる人員の募集と維持について；

(証拠書類 18; SECNAVINST 5720.44A 0102 章; 証拠書類 11 から 14, 28, 30)

海軍省の指標及び方針の概略

296. 巡航の種類 海軍省の指示書によると以下の種類の民間人招待客体験航海がある：

- a. 国會議員訪問。 (証拠書類 11, 0405 b (5) 章)
- b. マスコミ説明。 (証拠書類 11, 0405 b (8) 章)